

相続定期貯金「Change 2020」商品概要説明書

(2020年4月1日現在)

商品名	○相続定期貯金「Change 2020」									
貯金種目	○貯金種目 スーパー定期・メリットツー(基準定期)・大口定期									
販売対象者	○相続手続きにおいて貯金を相続した顧客 ※相続手続きにおいて貯金を受け取られてから1年以内の方									
資金	○①上記相続人の相続貯金または、②上記相続人の他金融機関からの預け替え相続資金									
払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。									
金利上乗せ条件	<p>○最低預入金額 50万円以上 ○預入期間 1年または3年 ○上乗せ金利 一律、店頭表示金利+年0.05% (上記、上乗せ金利とは別に以下の取引者には金利の上乗せをさせていただきます。)</p> <p>①当組合貯金口座への給与振込者 (農産物代金の振込者を含みます。) 当組合貯金口座への年金振込指定者 (もしくは、当組合の貯金口座を指定し、裁定請求書を提出された方・または支払機関変更届の提出をされた方) 当組合貯金口座への年金振込予定者 (年金相談受付票を徴収した時点で予約成立とします。)</p> <p>②当組合発行のJAカード所有者または新規申込者 ③組合員または新規申込者 +年0.02% ※①・②に該当する場合それぞれ、店頭表示金利+年0.015%上乗せさせていただきます。 ただし、①につきましてはいずれに該当しても+年0.015%とさせていただきます。</p>									
利息	<p>○貯金利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ○利払頻度 ※満期日以後に一括して払い戻します。 ○利息計算方法 ※利付単位1円、利付最低残高1円とし、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳(又は証書)記載の利率により計算します。</p>									
マル優	○障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。									
中途解約	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点以下第4位以下切捨て)により計算した利息と元金を払い戻します。 「スーパー定期」「メリットツー」共通</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入期間</th> <th style="text-align: center;">適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「大口定期」の場合 ①預入日から1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合、次のA、B及びCのうち最も低い利率を適用します。 A. 解約日における普通貯金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)／預入日数 ※Cの基準金利とは、1ヶ月後の応答日以後に解約する場合、①のB及びCのうちいずれか低い利率を適用します。</p>		預入期間	適用金利	6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	1年以上3年未満	約定利率×70%
預入期間	適用金利									
6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率									
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%									
1年以上3年未満	約定利率×70%									
付加できる特約事項	○「総合口座」の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は、担保定期貯金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率です。)									
貯金保険	○保護の対象になります。									
取扱期間	○2020年4月1日～2021年3月31日にお申し込みの方を対象とします。									
その他	○当初預け期間終了後は店頭表示金利にてお預かりいたします。									
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または総務部(電話:0537-20-0800)にお申し付け下さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>									

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A掛川市